

京都市訓令甲第 10 号

序 中 一 般

京都市局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

別表第1局長及び担当局長（環境政策局事業ごみ減量担当局長、文化市民局スポーツ担当局長、保健福祉局介護・医療企画担当局長、都市計画局土木技術担当局長及び建築技術担当局長並びに建設局土木技術担当局長を除く。）の項中「環境政策局事業ごみ減量担当局長、」を削り、「保健福祉局介護・医療企画担当局長」を「保健福祉局介護・医療担当局長」に改める。

別表第1担当部長及び京都創生推進部長の項中「担当部長」の右に「並びにエネルギー政策部長」を加える。

別表第1局の庶務を担当する課長（政策総務課長を含む。）の項第3号中「（組織・人事担当局長が別に定める者に限る。）」を削り、「給与等」の右に「（組織・人事担当局長が別に定めるものに限る。）」を加える。

別表第2環境政策局事業ごみ減量担当局長の項を削る。

別表第2環境企画部長の項の次に次の1項を加える。

循環企画課 長	(1) 本市が回収した再生利用可能廃棄物（粗大ごみに限る。）の不用 の決定及び売却決定に関すること。
------------	---

別表第2まち美化推進課長の項第2号中「もの」の右に「及び粗大ごみ」を加える。

別表第2適正処理施設部長の項に次の1号を加える。

(4) 1件20,000,000円以下の工事監理委託の決定に関すること。

別表第2適正処理施設部長の項の次に次の1項を加える。

施設整備課 長	(1) 1件5,000,000円以下の工事監理委託の決定に関するこ と。
------------	---

別表第2総務課長の項の次に次の1項を加える。

庁舎管理課 長	(1) 1件1,000,000円以下の建物、設備及び構内地の小規模 な修繕の決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する こと。
------------	--

別表第2総務事務センター長の項第2号ただし書を削る。

別表第2人事部長の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 1件5,000,000円以下の予算の流用及び移用に関すること。ただし、職員の給与等に係るものに限る。

別表第2給与安全衛生課長の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

別表第2財政部長の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市長が別に指定する市有債権に係る差押財産の換価に関すること。

別表第2財産活用促進課長の項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 市長が別に指定する市有債権に係る徴収金の徴収に関すること。ただし、差押財産の換価に関するものを除く。

別表第2市民生活部長の項を削る。

別表第2区政推進課長の項中「区政推進課長」を「市民窓口企画課長」に改め、同項の次に次の1項を加える。

市民生活部 長	(1) 地域改善対策奨学金等の返還債務の免除及び返還の猶予に関する こと。
------------	--

別表第2観光企画課長の項中「観光企画課長」を「観光おもてなし課長」に改める。

別表第2観光振興課長の項中「観光振興課長」を「観光誘客誘致課長」に改め、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とする。

別表第2保健福祉局長の項第2号中「老人福祉法及び身体障害者福祉法」を「及び老人福祉法」に改める。

別表第2保健福祉局介護・医療企画担当局長の項中「保健福祉局介護・医療企画担当局長」を「保健福祉局介護・医療担当局長」に改める。

別表第2保健福祉部長の項第2号から第7号までを削り、同項の次に次の1項を加える。

(1) 児童福祉法及び障害者自立支援法による扶助費の支出決定に関する こと。
---

障害保健福  
祉推進室長

- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による公費負担医療に係る経費の支出決定に関すること。
- (3) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料の支出決定に関すること。
- (4) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支出決定に関すること。
- (5) 理学療法士及び作業療法士奨学資金の貸与の決定及び中止等並びにこれらに伴う経費の支出決定及び返還に関すること。
- (6) 重度障害者タクシー料金助成事業に係る助成金の支出決定に関すること。
- (7) 外国籍市民重度障害者特別給付金の給付の決定及び給付金の支出決定に関すること。

別表第2障害保健福祉課長の項中「障害保健福祉課長」を「在宅福祉課長」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

社会参加推  
進課長

- (1) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に係る不正利得の徴収及び返還金又は徴収金の収入決定に関すること。

別表第2すまいまちづくり課長の項に次の1号を加える。

- (2) 1件5,000,000円以下の工事監理委託の決定に関すること。

別表第2住宅整備課長の項を削る。

別表第2建設局長の項中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 道路監理員及び河川監理員の命免に関すること。

別表第2道路河川管理課長の項第3号中「のうち」の右に「、2以上の土木事務所の所轄区域に關係のあるもの（市長が別に定めるものに限る。）及び」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 道路賠償責任保険の保険契約に関すること。

#### 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)